

身体的拘束最小化に関する本院の指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

患者の尊厳の保持と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的拘束による身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識を持つとともに、やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 身体的拘束の定義

- 身体的拘束とは、患者の医療上の安全確保と保護を目的に、拘束具等により全身あるいは局所の運動を制限すること。
例：抑制帯、ミトン、拘束服、体幹抑制、
自力座位を保持できない場合の車いすベルト、
患者が外せないベッドの4点柵
- 行動を監視・制限するが、転倒・転落・離院防止など患者の安全を守るために行うもので、運動制限をしない場合は身体的拘束に含めない。
例：モニターによる観察、離床センサー、車いす用テーブル
点滴のシーネ固定

3. やむを得ない場合の三つの要件

以下の要件を全て満たす場合に限りにのみ、必要最小限の身体的拘束を行う。

- (1) 切迫性：患者または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本院の「病棟業務統一マニュアル」に則り対応する。

5. 身体的拘束最小化のための体制

本院では、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師・専任の看護師を含む多職種から構成される身体的拘束最小化チームを設置する。

6. 身体的拘束最小化チームの活動

- (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、管理職を含む職員に定期的に周知徹底する。
- (2) 本指針を職員に周知し、活用を促す。
- (3) 本指針の定期的な見直しを行う。
- (4) 入院患者に係わる職員を対象に身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行う。
- (5) 身体運動の抑制を目的とした薬物の使用や、身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の実態を把握し、最小化のための検討を行う。

7. 精神科病棟における身体的拘束の取り扱い

精神科病棟における身体的拘束の取り扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 25 第 123 号）の規定に準じる。

8. 患者・家族への説明と同意

- 医師と看護師はともに、患者及び家族に医学的判断による身体的拘束の必要性とその根拠を説明する。
- 「身体的拘束に関する説明書・同意書」を用い、患者もしくは代諾者から同意を得る。

9. この指針の閲覧について

本指針は、全ての職員が閲覧可能とするほか、患者・家族及び地域住民がいつでも閲覧できるよう、本院ウェブサイトに掲載する。

附則

この指針は 令和 7 年 5 月 1 日より施行する。